

働きやすい環境 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 5年6月1日～ 10年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1 令和10年5月31日までに、所定外労働を削減するために、ノー残業デーを制定、実施する。

<対策>

- 5年6月～ 所定外労働の現状を把握
- 6年6月～ 社内検討委員会での検討開始（毎年6月に検討委員会開催）
- 6年6月～ ノー残業デーの実施 毎週水曜日
管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2 令和10年5月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 5年6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 6年6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 7年6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 8年6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始